

令和5年4月5日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課  
担当：松岡・山田（電話：972-2516・2517）

### 名古屋市西部児童相談所における通帳の紛失について

名古屋市西部児童相談所において、通帳の紛失がありましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1 事実の概要

名古屋市西部児童相談所が一時保護した児童について、職員が児童名義の通帳を預かりましたが、紛失していることが判明し探しておりましたが発見に至っておりません。

##### 2 発生場所

名古屋市西部児童相談所（名古屋市中川区小城町1丁目1番地の20）

##### 3 紛失した通帳

児童名義の通帳1冊

##### 4 経過

令和4年9月、名古屋市西部児童相談所が児童を一時保護しました。

後日、職員が児童の通帳や衣類等が入った衣装ケース等を預かりましたが、当該職員は通帳の存在自体を失念してしまい、同所倉庫において施錠し保管しました。

11月中旬、当該職員が通帳の存在を思い出し探すものの見つけれず、他の職員への報告をしておりませんでした。

令和5年3月上旬、当該職員が児童について上司に相談した際、上司から児童の通帳について確認され、紛失していることを上司へ報告しました。当該職員は、上司から探すように指示を受けて探しましたが見つからなかったため、3月17日に所長へ報告し、その後も所内を探しましたが発見に至っておりません。

なお、3月23日付で当該口座は停止されており、通帳を預かった日以降3月22日までの取引はなかったことを確認しています。また、3月29日に警察署へ遺失物届を出しました。

##### 5 再発防止策

現金等及び貴重品類については速やかに所定の様式に記載及び金庫へ保管し、複数職員で確認することを徹底します。また、再発防止に向けて全職員に預かり品の管理について意識啓発を行ってまいります。